

○経済産業省令第二一号

中小企業倒産防止共済法（昭和五十二年法律第八十四号）第二条第二項第三号の規定に基づき、中小企業倒産防止共済法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年四月二十二日

経済産業大臣 海江田万里

中小企業倒産防止共済法施行規則の一部を改正する省令

中小企業倒産防止共済法施行規則（昭和五十三年通商産業省令第六号）の一部を次のように改正する。

第十条の二第一項に次の一号を加える。

三 共済契約者の取引の相手方たる事業者の代表者の全員（当該事業者が個人である場合にあつては、当該個人）が特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第二条第一項の規定に基づき指定された特定非常災害により死亡した場合又は生死不明若しくは所在不明である場合において、当該事業者のために弁護士等が、共済契約者に対して書面によつてする支払を停止する旨の通知

第十条の二第二項中「第一号」を「前項第一号及び第三号」に改め、「第二号」を「が、同項第二号」に改める。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。